

# I 経営安定対策

## 1 加工原料乳生産者補給交付金等の交付業務

### (1) 加工原料乳の生産者補給金等単価及び交付対象数量の推移

表 17 は農林水産省告示による加工原料乳の生産者補給金単価等の年度別推移を示したものである。

平成 26 年度からはチーズ向け生乳が生産者補給金の対象となり、平成 28 年度までは、脱脂粉乳・バター等向け生乳、チーズ向け生乳についてそれぞれ単価及び交付対象数量が設定されていた。(表 17 の①)

平成 29 年度からは液状乳製品(クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳)向け生乳も補給金の対象となり、それらが加工原料乳向け生乳として単価及び交付対象数量が一本化された(表 17 の②)。

平成 30 年度からは、生乳生産者が従来の指定生乳生産者団体(以下「指定団体」という。)を経由せず加工原料乳として仕向けた場合にも生産者補給金が交付されるよう制度が改正され、併せて、一定の地域からの集送乳を拒まない事業者を指定し、生産者補給金と併せて集送乳調整金が交付されることとなった。

令和 5 年度の補給金単価は、飼料価格の高騰等の生産費の上昇により前年度に比べ 43 銭高の 8.69 円/kg となり、集送乳調整金単価についても、輸送単価の上昇により前年度に比べ 6 銭高の 2.65 円/kg となった。一方、総交付対象数量については、乳製品向けのうち脱脂粉乳向け生乳の減少が見込まれたことから前年度に比べ 15 万トン減の 330 万トンとなった(表 17 の③)。

表 17 加工原料乳の生産者補給金等単価及び交付対象数量の推移

#### ① 平成 23 年度から平成 28 年度まで

区分 項目・年度		生産者補給金単価		交付対象数量	
		単価 (円/kg)	前年度比 (%)	数量 (千トン)	前年度比 (%)
脱脂粉乳・ バター等向け	23	11.95	100.8	1,850	100.0
	24	12.20	102.1	1,830	98.9
	25	12.55	102.9	1,810	98.9
	26	12.80	102.0	1,800	99.4
	27	12.90	100.8	1,780	98.9
	28	12.69	98.4	1,780	100.0
チーズ向け	26	15.41	-	520	-
	27	15.53	100.8	520	100.0
	28	15.28	98.4	520	100.0

② 平成 29 年度

年度	生産者補給金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	交付対象数量 (千トン)
29	10.56	—	3,500

③ 平成 30 年度から令和 5 年度まで

年度	生産者補給金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	集送乳調整金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	交付対象数量 (千トン)
30	8.23	—	2.43	—	3,400
元	8.31	101.0	2.49	102.5	3,400
2	8.31	100.0	2.54	102.0	3,450
3	8.26	99.4	2.59	102.0	3,450
4	8.26	100.0	2.59	100.0	3,450
5	8.69	105.2	2.65	102.3	3,300

注：価格は消費税込みである。

(2) 生乳の生産、販売等の動向

令和 5 年度の生乳生産量は、生乳需給の緩和を背景とした生産抑制により前年度を下回る 732 万 3689 トン（前年度比 97.2%）となり、このうち生産者補給交付金等の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）が取り扱った生乳の販売数量も 701 万 3523 トン（同 96.8%）と前年度を下回った。

農林水産大臣及び道府県知事が認定した加工原料乳の数量は 337 万 7456 トン（同 96.8%）と前年度をやや下回った。用途別に見ると、脱脂粉乳・バター等向けは 172 万 5361 トン（同 95.5%）と前年度をやや下回り、チーズ向けは 42 万 8253 トン（同 95.2%）と前年度をやや下回り、液状乳製品向けは 122 万 3843 トン（同 99.2%）と前年度をわずかに下回った（表 18）。

表 18 令和 5 年度の対象事業者別加工原料乳認定状況

対象事業者	販売生乳数量		加工原料乳認定数量							
			脱・パ等向け		チーズ向け		液状乳製品向け		合計	
	数量 (トン)	前年度比 (%)								
ホクレン	3,916,057	96.9	1,482,222	95.7	421,163	95.1	1,164,895	99.3	3,068,280	97.0
サツラク	41,238	98.0	193	92.8	0	-	3,905	98.9	4,097	98.6
カネカ食品	5,838	93.9	849	109.8	0	-	0	-	849	109.8
富士乳業	9,630	138.5	9,630	140.5	0	-	0	-	9,630	140.5
MMJ	89,120	117.3	2,302	859.0	0	-	387	107.2	2,689	427.5
東北	460,977	93.5	47,295	84.1	1,774	103.1	6,681	102.6	55,749	86.4
関東	1,019,379	97.2	99,175	91.1	1,413	100.3	12,062	98.2	112,651	92.0
北陸	66,202	92.5	1,694	80.2	75	94.9	339	89.7	2,107	82.0
東海	293,419	93.8	13,310	90.2	934	101.3	851	87.6	15,095	90.7
近畿	138,546	96.4	786	172.4	9	90.0	135	75.4	930	144.2
中国	282,282	98.0	13,926	118.6	369	96.3	3,552	98.8	17,847	113.5
四国	102,757	97.7	1,288	119.9	78	102.6	904	85.7	2,271	103.0
九州	547,344	96.0	51,569	97.4	1,107	97.5	27,786	97.8	80,462	97.5
沖縄	16,255	89.2	86	38.4	0	-	0	-	86	38.4
第1号計	6,989,044	96.8	1,724,325	95.5	426,921	95.2	1,221,497	99.2	3,372,743	96.8
第2号計	20,378	95.5	700	90.2	212	101.4	2,245	101.4	3,157	98.7
第3号計	4,100	106.4	336	95.7	1,120	96.9	101	150.7	1,556	98.9
総計	7,013,523	96.8	1,725,361	95.5	428,253	95.2	1,223,843	99.2	3,377,456	96.8

注：第1号対象事業者とは、生乳を集めて乳業に販売する事業者、第2号対象事業者とは、乳業に直接生乳を販売する酪農家、第3号対象事業者とは、乳製品を自ら加工販売する酪農家である（以下の表において同じ。）

### （3）生産者補給交付金等の交付

#### ア 加工原料乳の認定数量

令和5年度は、337万7456トンが加工原料乳として認定された（表19）。

#### イ 生産者補給交付金等の交付等

令和5年度は、上記の認定数量が総交付対象数量330万トンを超えたため、総交付対象数量を上限として286億7698万円の生産者補給交付金等を交付し、集送乳調整金については、86億9275万円を交付した（表20）。また、超過数量のうち7万5195トンについては、緊急対策として酪農緊急パワーアップ事業の加工原料乳特別調整事業により生産者補給交付金等と同水準の単価で支援し、8億5271万円を交付した。

なお、本事業の実施に当たり、機構が国から受け入れた令和5年度の交付金の額は、330億9038万円（生産者補給交付金等330億5192万円、業務委託費等3846万円）となった。

表19 令和5年度の四半期別加工原料乳生産者補給交付金等の交付状況

	販売生乳数量		加工原料乳認定数量								生産者補給交付金等 交付額	
			脱・パ等向け		チーズ向け		液状乳製品向け		合計			
	数量 (トン)	前年度比 (%)	金額 (千円)	前年度比 (%)								
第1四半期	1,819,582	95.4	473,152	93.1	112,363	97.0	301,067	96.6	886,582	94.8	10,018,594	99.0
第2四半期	1,704,206	94.2	354,386	86.5	104,522	92.4	309,099	99.9	768,006	92.3	8,546,228	96.4
第3四半期	1,709,007	96.6	391,930	95.3	102,489	93.0	312,677	98.9	807,096	96.4	9,119,526	100.7
第4四半期	1,780,728	100.9	505,893	106.0	108,878	98.4	301,001	101.7	915,772	103.6	9,685,386	103.6
年度計	7,013,523	96.8	1,725,361	95.5	428,253	95.2	1,223,843	99.2	3,377,456	96.8	37,369,734	99.9

注：生産者補給交付金等交付額には、集送乳調整金を含む。

表 20 令和 5 年度の対象事業者別生産者補給交付金等の交付状況

対象事業者	生産者補給交付金等 交付数量		生産者補給交付金等額		集送乳調整金	
	数量 (トン)	前年度比 (%)	金額 (千円)	前年度比 (%)	金額 (千円)	前年度比 (%)
ホクレン	2,997,612	95.5	26,049,247	100.5	7,943,672	97.8
サツラク	4,097	98.6	35,606	103.8	-	-
カネカ食品	804	104.0	6,989	109.5	-	-
富士乳業	8,749	143.8	76,029	151.3	-	-
MMJ	1,540	244.8	13,383	257.6	-	-
東北	55,749	86.4	484,462	90.9	147,736	88.4
関東	112,651	97.3	978,934	102.3	298,524	99.5
北陸	2,072	80.6	18,004	84.8	5,490	82.5
東海	14,461	101.0	125,665	106.2	38,321	103.3
近畿	655	101.6	5,689	106.8	1,735	103.8
中国	14,266	103.3	123,967	108.7	37,804	105.7
四国	2,271	103.0	19,731	108.3	6,017	105.4
九州	80,462	97.5	699,214	102.6	213,224	99.8
沖縄	86	126.5	747	133.9	228	130.3
第1号計	3,295,474	95.6	28,637,668	100.6	8,692,751	97.7
第2号計	3,019	99.4	26,239	104.6	-	-
第3号計	1,505	103.0	13,076	108.3	-	-
総計	3,299,998	95.7	28,676,983	100.6	8,692,751	97.7

## 2 畜産業振興事業に対する補助業務（補完対策）

### （1）酪農経営安定対策

加工原料乳生産者経営安定対策事業（ナラシ）への事業参加については、平成30年度からは加工原料乳生産者補給金の交付対象要件から外れるとともに、指定生乳生産者団体に生乳の委託販売をする者以外の生産者についても可能となった。

令和5年度には、令和4年度の加工原料乳価格（全国平均取引価格）を算出したところ81.25円/kgとなり、補てん基準価格（令和元年度から令和3年度の全国平均取引価格の平均価格：82.55円/kg）を下回ったことから、令和4年度の加工原料乳数量341万384トンに対して1.04円/kgの補てん金（交付総額35億4679万円）を交付した。

### （2）補完対策

酪農家の担い手となる酪農ヘルパーの人材支援、乳用牛の計画的な改良・増殖を支援する取組、乳用後継牛を緊急的に確保するための取組及び生乳流通の合理化に向けた取組への支援等を行う酪農経営支援総合対策事業27億9700万円（予算繰越分14億3900万円を含む。）を実施した。